

電話番号表示サービス利用規約

第1条 (取扱の準則)

株式会社EPARK リラク&エステ (以下「運営元」といいます。)は、以下に定める「電話番号表示サービス利用規約」(以下「本規約」といいます。)に基づき、「電話番号表示サービス」(以下「本サービス」といいます。)を提供します。

第2条 (本サービスの利用)

本サービスの利用を希望する店舗 (以下「顧客」といいます。)は、本規約に同意の上、運営元の定める方法により本サービスへの加入を申し込み、運営元がこれを承諾したことをもって本サービスの利用登録 (以下「利用登録」といいます。)が完了するものとします。また、利用登録が完了した顧客を「利用者」といいます。

第3条 (本サービスの内容)

1. 【本サービス】の内容は以下のとおりとします。
 - 運営元のWEBサイトである、「EPARK リラク&エステ」(以下、「媒体」といいます。)に掲載されている利用者の店舗 (以下「本店舗」といいます。)のページに別途運営元の指定する電話番号を設置することができるサービス
2. 【オプションサービス】の内容は以下のとおりとします。オプションサービスに関しても、本規約の本サービスに関する各条項の定めが適用されるものとします。なお、オプションサービスは単体でのお申込みはできません。
 - 顧客自身が保有するポータルサイト等 (以下「他媒体」といい、以降媒体とあわせて、「媒体等」といいます。)に、別途運営元の指定する電話番号※を設置することができるサービス
 - ※オプションサービスにて設置される電話番号は、本サービスにて付与される電話番号とは別途のものとなります。
3. その他、別途運営元が指定する前項に付随するサービス

第4条 (利用料金)

1. 本サービスの利用料金 (以下「本料金」といいます。)は、運営元指定の申込書に記載された金額とします。尚、本サービスの利用契約期間中に、租税法規の変更による公租公課の増額が行われた場合、当該増額分は全て利用者が負担するものとします。
2. 利用者は、当月分の利用料金を、運営元から請求書を受け取った日の属する月の末日までに運営元指定口座に振込み、自動振替、又は別途運営元が定める方法にて支払うものとします。振込手数料は利用者が負担するものとします。
3. 運営元の責めに帰すべき事由によらず、利用者が本サービスを使用することができなくなった場合であっても、本料金の減額・返還、損害賠償を含め、運営元は一切の責任を負わないものとします。
4. 運営元は、理由の如何を問わず、利用者が運営元に対して既に支払った本料金を含む一切の料金を返還しないものとします。

第5条 (苦情処理等)

1. 利用者が本ユーザーに対して本店舗にて提供するサービス (以下「利用者サービス」といいます。)に起因する苦情への対応は、利用者が責任をもって行い、運営元に何ら迷惑をかけないものとします。
2. 運営元が、利用者サービスに起因する苦情への対応を行った場合、利用者は運営元の請求に基づき、運営元に生じた対応のために要した費用相当額を甲に対して支払うものとします。

第6条 (遅延損害金)

運営元は、利用者が第4条に基づく債務の支払を遅延したときは、利用者に対し支払期日の翌日から完済に至るまで、1年を365日とする年率14.5%の割合による遅延損害金を請求することができるものとします。

第7条 (お問合せ)

利用者は、運営元に対して本サービスに関するお問合せを行う場合、運営元の定める方法により運営元に対して連絡をするものとします。

第8条 (本サービス・規約の変更)

1. 運営元は、利用者に対する事前の通知又は承諾を得ることなく、本規約又は本サービスの内容を変更することができるものとします。
2. 運営元は、前項に基づき本規約又は本サービスの内容を変更した場合、変更後の本規約又は本サービスの内容を利用者に運営元が指定する方法により通知するものとします。
3. 本規約又は本サービスの内容が変更された場合、変更後の本規約及び本サービスの内容が適用されるものとします。
4. 運営元は、利用者に対する事前の通知又は承諾を得ることなく、本サービスの一部又は全部を変更又は廃止することができるものとします。
5. 運営元は、自己の裁量によって、利用料金を変更する場合があることにつき、予め同意するものとします。なお、運

営元は、当該変更日の60日前までに利用者へ通知を行うものとします。

第9条 (利用停止)

1. 運営元は、以下の各号のいずれかに該当する場合、利用者に対する事前の通知又は承諾を得ることなく、本サービスの一部又は全部の提供を停止することができるものとします。
 - ① 本サービスのシステム設備の保守を行う場合。
 - ② 本サービスのシステムにウィルスの進入又は不正アクセスが行われた場合。
 - ③ 第15条に定める不可抗力が発生し、若しくは発生するおそれがある場合。
 - ④ 運営元が本サービスの提供を停止することが望ましいと判断した場合。
 - ⑤ 利用者が本規約の各条項のいずれかに違反した場合。
 - ⑥ 利用者が本サービスの利用料金を遅滞した場合。
2. 運営元は、前項に基づき本サービスの一部又は全部の提供を停止したことにより利用者へ損害が生じた場合でも一切責任を負わないものとします。

第10条 (禁止事項)

利用者は、本サービスを利用するにあたり、以下の各号に定める行為を行ってはならないものとします。

- ① 第三者又は運営元の財産若しくはプライバシーを侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
- ② 第三者又は運営元に不利益若しくは損害を与える行為、又はそのおそれのある行為。

第11条 (権利譲渡の禁止)

利用者は、本サービスの利用に関する権利及び義務の一部又は全部を第三者へ譲渡し、又は、担保に供してはならないものとします。

第12条 (損害賠償)

利用者が本規約の各条項のいずれかに違反したことにより、運営元又は第三者に損害を与えた場合には、運営元又は第三者が被った損害（逸失利益、訴訟費用及び弁護士費用等を含むがこれに限定されないものとします。）等を全額賠償する責任を負うものとします。

第13条 (通知)

1. 運営元から利用者への通知は、書面の送付、電子メールの送信、ファックスの送信、Webサイトへの掲載又はその他運営元が適切と判断する方法により行うものとします。
2. 前項の通知が書面の送付による場合、当該書面が送付された日の翌々日（但し、その間に法定休日がある場合は法定休日を加算した日）に利用者へ到達したものとみなすものとし、電子メールの送信又はファックスの送信による場合は、当該電子メール若しくは当該ファックスが送信された時点で利用者へ到達したものとみなすものとします。また、前項の通知がWebサイトへの掲載による場合、Webサイトに掲載された時点で利用者へ到達したものとみなすものとします。
3. 利用者が第1項の通知を確認しなかったことにより不利益を被ったとしても、運営元は一切責任を負わないものとします。

第14条 (利用目的)

運営元は、利用者に関する情報を、以下の各号に該当する場合において利用するものとします。

- ① 本サービスを提供する場合（利用料金等に関する請求を行う場合を含みます）。
- ② 本規約又は本サービスの変更に関する案内をする場合。
- ③ 本サービスに関し緊急連絡を要する場合。
- ④ 運営元、運営元の親会社及び当該親会社の子会社（以下、総称して「運営元等」といいます。）が取扱う各種商材に関する案内をする場合。
- ⑤ 運営元等が、キャンペーン・アンケートを実施する場合。
- ⑥ マーケティングデータの調査、分析、新たなサービス開発を行う場合。
- ⑦ 運営元等及び業務提携企業に提供する統計資料の作成を行う場合。
- ⑧ 法令の規定に基づく場合。
- ⑨ 利用者から事前の同意を得た場合。

第15条 (免責)

1. 通信回線や移動体通信端末機器等の障害等による本サービスの中断・遅滞・中止により生じた損害、その他運営元のサービスに関して利用者へ生じた損害について、運営元に故意・又は重過失がない限り、運営元は一切責任を負わないものとします。

2. 利用者が本規約等に違反したことによって生じた損害については、運営元は一切責任を負わないものとします。
3. 運営元は利用者が求める本サービスの効果を何ら保証しないものとします。

第16条 (報告義務)

1. 利用者が、商号、代表者、住所又は連絡先等を変更する場合、運営元に対して速やかに連絡を行うものとします。
2. 利用者が、前項に基づく連絡を怠った場合、連絡の不履行に基づき生じた損害については、運営元は一切責任を負いません。

第17条 (第三者への委託)

運営元は、本サービスの一部又は全部を、利用者の事前の承諾、又は利用者への通知を行うことなく、第三者に委託できるものとします。

第18条 (本サービスの提供の停止及び利用契約の解除)

運営元は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、何らの通知、催告を要せず直ちに、本サービスの提供を停止し、又は本サービスに関する利用契約を解除することができるものとします。

- ① 利用者が差押、仮差押、仮処分若しくは競売の申立を受け、又は公租公課滞納による処分を受けたとき、若しくはそれらのおそれがあるとき。
- ② 解散決議をしたとき又は死亡したとき。
- ③ 被後見人、被保佐人又は被補助人の宣告を受けたとき。
- ④ 資産、信用、支払能力等に重大な変更を生じたと運営元が認めたとき。
- ⑤ 法人格、役員又は幹部社員が民事訴訟又は刑事訴訟の対象（捜査報道がされた場合を含む）となり、運営元に不利益を与えたとき、又は、その恐れがあるとき。
- ⑥ 利用者が法令に反する行為を行ったとき、過去に同様の行為を行っていたことが判明したとき、若しくはそれらのおそれがあるとき。
- ⑦ 第9条（利用停止）第5号及び第6号の規定により本サービスの利用を停止された利用者が、なおその事実を解消しないとき。
- ⑧ 前項の規定にかかわらず、運営元は、利用者が第9条（利用停止）の第5号乃至第7号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が運営元の業務遂行に著しい支障を及ぼすと認められるとき。
- ⑨ 前各号に掲げる事項の他、利用者の責めに帰すべき事由により、運営元の業務の遂行に支障を来たし、又は来たすおそれが生じたとき。
- ⑩ 本規約、又はこれに付随して締結する契約の各条項に違反したとき。
- ⑪ その他、運営元が利用者に対して本サービスを提供することが不相当と判断したとき。

第19条 (解約)

1. 利用者が、本サービスの解約を行う場合、利用者は運営元に対し、解約申告期間に以下に記載するPeakManagerサポートまでサービス利用契約を解約する旨連絡する方法により行うものとします。なお、解約申告期間は契約期間が満了する月の前月の1日から末日までとします。

<解約申告期間早見表>

契約満了月	1月	2月	3月	4月
解約申告期間	前年12/1～12/31	1/1～1/31	2/1～2月末日	3/1～3/31
契約満了月	5月	6月	7月	8月
解約申告期間	4/1～4/30	5/1～5/31	6/1～6/30	7/1～7/31
契約満了月	9月	10月	11月	12月
解約申告期間	8/1～8/31	9/1～9/30	10/1～10/31	11/1～11/30

<PeakManagerサポート>

電話番号：0120-206-460

電話受付時間：平日10:00～18:00

休業日：土曜・日曜・祝日・年末年始

2. 本契約の解約・解除

① 途中解約

利用者は、契約期間の途中であっても、前項で定める運営元のPeakManagerサポートに対して3ヶ月前までに予告連絡を行うことで、サービス利用契約を途中解約することができるものとします。ただし、この場合、利用者は、当該予告通知を行った日から30日以内に、契約期間の利用料金の総額から既払済みの利用料金を控除した残金を支払わなければならないものとします。

② 解除

運営元または利用者は、相手方当事者が以下のいずれかの事由に該当する場合には、相手方当事者に書面により

解除の通知を行うことにより、直ちに本契約の全部または一部を解除することができます。

- a. 支払い不能に陥った場合
 - b. 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立てがあった場合
 - c. 自己の債権者の利益のために譲渡を行う場合
 - d. 本契約に違反した場合であって、違反当事者が他方当事者から当該違反についての通知を受領した後 30 日以内に違反が是正されない場合。
 - e. 暴力団、暴力団関係企業、総会屋、特殊知能暴力集団等の、暴力、威力、または詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団もしくは構成員または個人である反社会的勢力に該当することが判明した場合
 - f. 暴力、威力または詐欺的要求、または法的責任を超えた不当な要求を行った場合
- ③ 運営元が本契約を即時解除することができる事由
- 利用者が以下のいずれかの事由が該当する場合には、運営元はなんらの催告を必要とせずに、本契約の全部または一部を解除することができます。
- a. 本契約に際し、利用者が虚偽の申告を行っていた場合
 - b. 運営元の信用を失墜させる行為を利用者が行ったと運営元が判断した場合
 - c. 利用者がユーザーに提供するサービスが、違法または公序良俗に反するものであると考えられる相当な理由がある場合

第20条 (解約後の措置)

1. 利用者が、理由の如何を問わず利用者の資格を喪失した場合、利用者が運営元に対して既に支払った本料金を含む一切の料金は返還されないものとします。
2. 利用者は、理由の如何を問わず利用者の資格を喪失した場合、運営元に対する一切の債務を、利用者の資格を喪失した日の属する月の翌月末日までに運営元に対し弁済するものとします。

第21条 (期限の利益の喪失)

利用者が、第18条に定める各号のいずれかに該当した場合、当然に期限の利益を喪失し、運営元に対する債務を直ちに支払わなければならないものとします。

第22条 (契約期間)

本サービスの利用契約期間は、運営元指定の申込書の通りとします。なお、利用期間終了日の1か月前までに利用者が運営元に対して解約希望する旨の通知を行わない場合、利用契約期間は同一条件で1年間延長するものとし、以後も同様とします。

第23条 (反社会的勢力に関する表明及び確約)

1. 利用者は、相手方に対し、自ら及び自らの役員が、本契約の締結日において以下の者（以下「反社会的勢力」と総称する。）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員
 - (3) 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - (4) 暴力団準構成員
 - (5) 暴力団関係企業
 - (6) 総会屋
 - (7) 社会運動等標ぼうゴロ
 - (8) 特殊知能暴力集団
 - (9) その他前各号に準ずる者
2. 利用者は、相手方に対し、以下の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1) 反社会的勢力によって経営を支配されていること
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること
 - (3) 自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的で反社会的勢力を利用していること
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供、または便宜を供与していること
 - (5) 自らの役員または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
3. 利用者は、相手方が本条の表明に関して虚偽の申告をし、または本条の確約に違反したことが判明した場合、催告を要することなく直ちに本契約を解除できるものとします。

4. 前項に基づく契約の解除が行われた場合、虚偽の申告をし、または本条の確約に違反した利用者（以下「違反利用者」といいます。）は、解除を行った相手方（以下「解除相手方」といいます。）に対して損害賠償を請求できないものとします。
5. 第4項に基づく契約の解除によって、解除相手方が損害を被った場合、違反利用者は解除相手方に対してこれを賠償する責任を負うものとします。

第24条（信義誠実の原則）

本規約の解釈に疑義が生じた場合は、利用者と運営元が誠意をもって協議し解決を図るものとします。

以上

制定日：令和6年3月14日

改定日：令和6年12月1日